**公告**

長野県医療労働組合連合会から生活を守る大幅な賃金の引き上げと雇用の確保等の要求に関して、平成28年3月17日午前0時以降、長野県医療労働組合連合会に加盟する長野地域民医連労働組合、中信民医連労働組合、諏訪地域民医連労働組合、飯田民医連労働組合、東信医療生協労働組合、上伊那民医連労働組合、賛育会豊野労働組合、長野県厚生連労働組合員が従事する施設の構内および職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成28年3月14日

長野県知事 阿部 守一

労働雇用課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成28年3月14日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画事業の種類及び名称

松本都市計画道路事業 3・2・43号内環状南線

2 施行者の名称

長野県

3 事務所の所在地

松本建設事務所（松本市大字島立1020）

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

都市・まちづくり課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成28年3月14日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別、検定の実施期日及び場所

種 別	実施期日	時 間	場 所
雜踏警備業務 (2級)	平成28年 6月19日 (日)	午前8時30分か ら午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔 梗ヶ原73番地116 中南信運転免許 センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
雜踏警備業務 (2級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 雜踏の整理に関すること。
	実技試験	人の雜踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 雜踏の整理に関すること。 人の雜踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

30人

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(1) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(2) 電話1本につき1人の受付とします。

(3) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付日

平成28年4月22日（金）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成28年5月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を説明する書面（住民票の写し等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを説明する書面（営業所所属証明書）

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出） 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 檢定手数料

検定手数料（1万3,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

- (1) 檢定申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成28年3月14日

長野県監査委員	田 口 敏 子
同	西 沢 利 雄
同	西 沢 昭 子
同	清 沢 英 男

平成27年度行政監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

「AED（自動体外式除細動器）の設置及び管理について」

2 監査の目的

AEDは、心肺停止になった場合に心臓に電気ショックを与えて、正常な心拍に戻す医療機器で、早期使用により救命に大きな効果が期待できることから、平成16年7月から医師や救急救命士以外の一般県民でも扱えるようになり、普及が進んでいます。

一方で、AEDは、適切な管理が行われなければ、人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれのある医療機器であることから、平成26年度定期監査報告において、監査委員の意見として、耐用年数を経過したAEDの計画的な更新や消耗品（電極パッド・バッテリー等）の定期的な点検・交換を求めたところです。

これを踏まえて、フォローアップのため、県の施設におけるAEDの設置状況や、日常点検等が適切に行われているかなどの管理状況について検証し、今後の改善に資することを目的として監査を実施しました。

3 監査対象機関

監査の対象とした機関は、定期監査の対象とした345機関のうち、AEDを共同設置している本庁舎及び合同庁舎の入庁機関を除いた次の229機関としました。

区	分	対象機関数
本 庁 (82機関)	財産活用課、医療推進課	2
	上記のほか、指定管理している公の施設を所管する機関	9
	上記のほか、人が多数出入する施設の管理を委託している機関	1
現 地 機 関 (263機関)	地方事務所	10
	合同庁舎に入庁していない機関（単独現地機関）	203
	上記のほか、指定管理している公の施設を所管する機関	4
計 (345機関)		229

4 監査の着眼点

監査の着眼点は、次のとおりです。

- (1) AEDの設置等に関する統一した方針はあるか。
- (2) AED（消耗品を含む。）の購入やリース等は計画的、経済的に行われているか。
- (3) AEDの設置場所の表示や情報提供（関係機関への登録等を含む。）は適切に行われているか。
- (4) AEDの日常点検や備品登録等の管理は適切に行われているか。
- (5) AEDの操作方法等の習得（職員研修等）は適切になされているか。
- (6) 指定管理制度導入施設においては、AEDの管理が適切に行われているか。
- (7) 貸出用のAEDは、有効に活用されているか。

5 監査の方法

監査は平成26年度末現在を対象とし、次により実施しました。

- (1) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を

確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

- (2) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。

6 監査の時期

平成27年2月6日から平成28年2月5日までの間に実施しました。

第2 監査の結果

AEDの設置及び管理状況について、提出された監査調書をとりまとめた結果は、次のとおりです。

1 AEDの設置等の状況について

- (1) 本庁、現地機関別設置及び未設置の状況

本庁、現地機関別の設置状況については、表-1のとおり、対象機関229機関中、190機関、213施設において291台設置されています。このうち、医療推進課では、貸出用として4台保有しています。

未設置は39機関、39施設あり、表-2のとおりその半数の機関が「規模の小さい事務所で、また、来訪者が僅少」という理由で未設置となっています。

表-1 AEDの設置状況

区分		対象機関数	設置機関数	未設置機関数	設置施設数	設置数(台)
本庁	財産活用課、医療推進課	2	2	0	2	6
	上記のほか、指定管理している公の施設を所管する機関	9	9	0	23	23
	上記のほか、人が多数出入する施設の管理を委託している機関	1	1	0	2	2
現地機関	地方事務所	10	10	0	11	11
	単独現地機関	205	166	39	166	238
	内訳 危機管理部	2	1	1	1	2
	企画振興部	1	1	0	1	1
	総務部	2	1	1	1	2
	県民文化部	8	6	2	6	6
	健康福祉部	11	8	3	8	11
	環境部	2	1	1	1	2
	産業労働部	15	9	6	9	10
	観光部	3	0	3	0	0
	農政部	13	2	11	2	4
	林務部	2	2	0	2	2
	建設部	9	1	8	1	1
	教育委員会	105	103	2	103	164
	警察	28	27	1	27	29
	企業局	4	4	0	4	4
計	上記のほか、指定管理している公の施設を所管する機関	2	2	0	9	11
		229	190	39	213	291

※指定管理及び施設管理委託については、ひとつの機関で複数の施設を所管している場合があるので、機関数と施設数が一致しない。

※指定管理制度導入施設については、県有のものは主管課で備品登録し、各指定管理者が県と同様に管理している。

※部局別AED設置状況は、別表のとおり

表-2 AED未設置の理由

(単位:機関数)

未設置の理由	未設置機関(施設)
規模の小さい事務所で、また、来訪者が僅少(26)	消防防災航空センター
	南信消費生活センター
	上田・松本・長野食肉衛生検査所
	環境保全研究所
	病害虫防除所、農業試験場・果樹試験場(H27設置)、野菜花き試験場、野菜花き試験場佐久支場、南信農業試験場、水産試験場、佐久・伊那・松本・長野家畜保健衛生所
	安曇野・千曲・須坂・北信建設事務所、犀川砂防事務所、姫川砂防事務所、土尻川砂防事務所
	東信教育事務所
建物管理者が設置(6)	高速道路交通警察隊
	東京事務所
	名古屋事務所、大阪事務所
近隣に設置あり(3)	信州首都圏総合活動拠点、名古屋観光情報センター、大阪観光情報センター
	女性相談センター
	佐久建設事務所
厚労省の定めた設置に係るガイドラインに非該当(4)	体育センター
	工業技術総合センター、精密・電子技術部門、環境・情報技術部門、食品技術部門
計	39

(参考) AEDに関する医療推進課の業務等及び保有するAEDの貸出状況

AEDに関する医療推進課の業務範囲	1. AEDの管理、貸出 2. 設置情報の普及啓発
AEDの設置基準	有
AEDに関する通知	1. 「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について(平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知) 2. 「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)」(平成21年4月16日付け医政発第0416001号薬食発第0416001号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知) 3. 「自動体外式除細動器(AED)の適正配置に関するガイドラインについて(通知)」(平成25年9月27日付け厚生労働省医政局長通知) 4. 「自動体外式除細動器貸出事務取扱要領」(平成18年1月23日付け)
備品登録の有無	有
(一財)日本救急医療財團への登録の普及啓発の有無	有
保有台数・貸出実績	保有台数4台 貸出実績 H24年度16回 延べ151日 H25年度21回 延べ163日 H26年度16回 延べ134日 } 平均17回 延べ149日

※貸出用AEDは、平成24~26年度の平均で年間17回・149日(年間の40.8%)活用されています。

(2) 表示板設置、収納箱開放時の鳴動、機種の状況

表示板の設置状況については、グラフ-1のとおり、85.4%の施設で設置されています。

設置場所については、グラフー2のとおり、玄関・受付が51.2%で最も多くなっています。

収納箱解放時の鳴動状況については、グラフー3のとおり、76.5%の施設で設定があります。鳴動がない主な理由は、「一般に公開していない。収納箱がない。」等です。

設置機種の状況については、グラフー4のとおり、フィリップス製が76.6%で最も多くなっています。

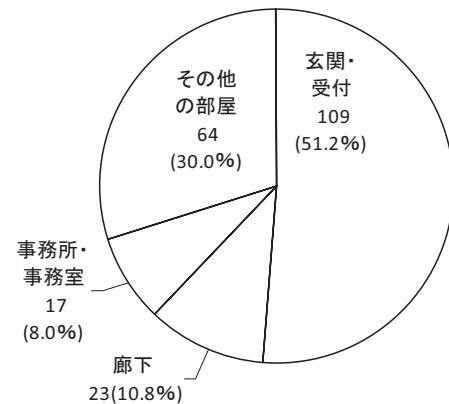
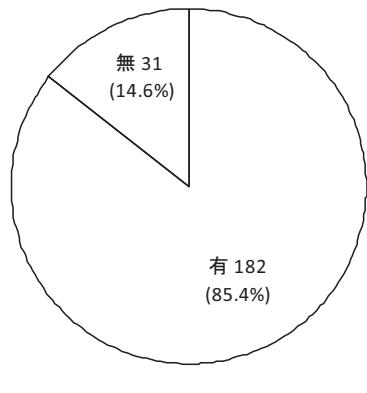
グラフー1

表示板の設置状況（表示板の有無）（単位：施設）

グラフー2

A E D の設置場所

（単位：施設）



グラフー3

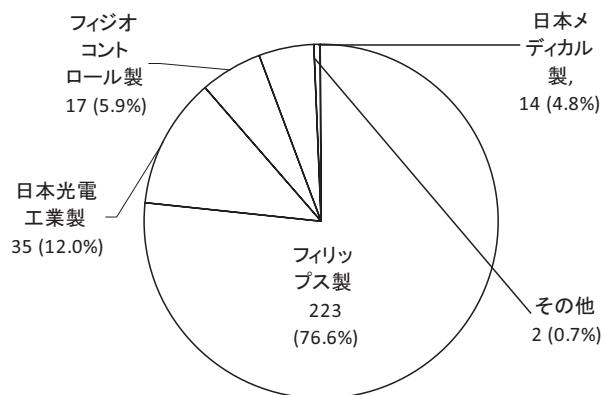
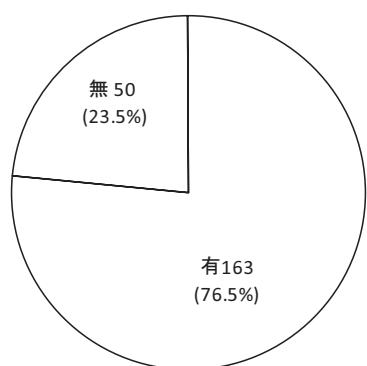
収納箱解放時の鳴動状況

（単位：施設）

グラフー4

設置機種の状況

（単位：台）



(3) 日常の点検状況

日常点検頻度の状況については、表ー3のとおり、毎日行う施設が60.1%と最も多くなっています。

点検頻度が毎日でない主な理由は、「毎日の点検が困難、人的配置が困難」等です。

点検マニュアルの有無等の管理状況については、グラフー5のとおり、点検担当者は85.9%の施設で選任されていますが、点検マニュアルや点検記録簿がある施設は50%台に留まっています。

表ー3 日常点検頻度の状況

（単位：施設）

日 常 点 検 頻 度	毎日	週 1 回	月 1 回	年 1 回	その他の
施 設 数	128(60.1%)	31(14.5%)	24(11.3%)	29(13.6%)	1(0.5%)

グラフー5 日常点検管理状況

(単位：施設)

点検管理項目	有	無
点検マニュアル	121(56.8%)	92(43.2%)
点検担当者の選任	183(85.9%)	30(14.1%)
点検記録簿	116(54.5%)	97(45.5%)
備品登録の有無	190(89.2%)	23(10.8%)
個別の備品原簿	233台(76.6%)	68台(23.4%)

(4) 日本救急医療財団への登録状況

日本救急医療財団への登録状況については、表－4のとおり、55.9%の施設で登録をしています。残り44.1%の施設が登録をしていない主な理由は、「常時誰でも使用出来る場所に設置されていないため」となっています。

表－4 日本救急医療財団への登録状況

(単位：施設)

日本救急医療財団への登録	有	無
	119(55.9%)	94(44.1%)

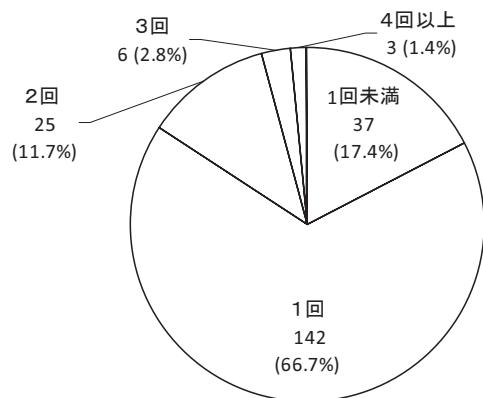
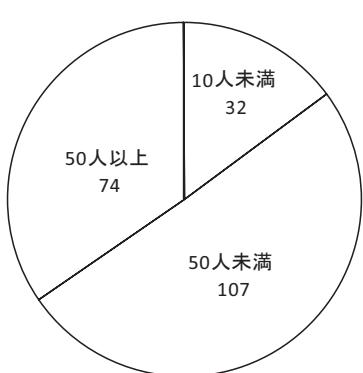
(5) 操作可能人数と研修の状況

操作可能人数の状況については、グラフー6のとおり、施設の職員数により人数の多少はありますが、全ての施設で操作が可能な者がいます。

研修回数の状況については、グラフー7のとおり、年1回行っている施設が最も多くなっている一方で、1回未満の施設が37施設(17.4%)あります。

グラフー6 AED操作可能人数の状況 (単位：施設)

グラフー7 研修回数の状況 (単位：施設)



(6) AEDの追加要望状況

AEDの追加要望状況については、表－5のとおり、「施設が広い。建物が複数ある。離れた場所に管理施設がある。」等の理由により46施設(21.6%)で追加要望があります。

表－5 AEDの追加要望状況

(単位：施設)

AEDの追加要望	有	無
	46(21.6%)	167(78.4%)

2 AEDの管理状況について

(1) 機器の導入状況

ア 機器の導入方法及び支払区分の状況については、表－6－(1)のとおりです。機器導入方法は、83.8%が購入、6.2%がリース、

10.0%が寄付となっており、寄付のほとんどは警察署です。

表-6-(1) 機器の導入方法及び支払区分の状況

(単位:台)

支払区分	機器導入方法	購入	リース	寄付	計
		244(83.8%)	18(6.2%)	29(10.0%)	291
本体	県費	217(88.9%)	4(22.2%)	0	221
	その他	27(11.1%)	14(77.8%)	29(100.0%)	70
バッテリー	県費	202(82.8%)	4(22.2%)	0	206
	その他	42(17.2%)	14(77.8%)	29(100.0%)	85
電極パッド	県費	200(82.0%)	5(27.8%)	25(86.2%)	230
	その他	44(18.0%)	13(72.2%)	4(13.8%)	61

イ 直近の機器購入金額及び支払区分の状況については、表-6-(2)及び表-6-(3)のとおりです。

機器の購入金額は、10万円から20万円が最も多く、次いで20万円以上と高額となっており、そのほとんどが備品として管理されています。

バッテリー及び電極パッドについては、購入時等に本体に付属しているものが最も多く、単品で購入する場合は、バッテリーが5万円から6万円程度、電極パッドが大人用1万円程度、子ども用1万8千円程度の金額となっています。

表-6-(2) 直近の機器購入金額及び支払区分の状況(本体)

(単位:台)

支払区分	直近の購入金額	リース		購入・寄付		
		100,000円未満	100,000円以上	100,000円未満	100,000円以上 200,000円未満	200,000円以上
本体	県費	3	1	23	104	90
	その他	13	1	1	30	25

表-6-(3) 直近の機器購入金額及び支払区分の状況(バッテリー・電極パッド)

(単位:台)

付属品別支払区分	購入金額	リース時	購入時	購入			寄付時
		リース時	購入時	購入	購入	購入	
バッテリー	本体に付属	本体に付属	50,000円未満	50,000円以上 60,000円未満	60,000円以上	60,000円以上	本体に付属
県費	4	102	19	64	17	0	
その他	10	25	13	5	5	27	
大電極人用パッド	本体に付属	本体に付属	5,000円未満	5,000円以上 9,000円未満	9,000円以上	9,000円以上	本体に付属
県費	5	101	8	24	92	0	
その他	11	13	0	17	18	2	
子どもも用電極パッド	本体に付属	本体に付属	18,000円未満	18,000円以上 20,000円未満	20,000円以上	20,000円以上	本体に付属
県費	2	15	10	6	3	0	
その他	3	3	3	11	1	0	

(2) AED本体の状況

設置時期、耐用年数を超えた機器、更新予定の有無の状況については、表-7のとおりです。

耐用年数を超過したもの109台中、22台が更新の予定なしとなっています。更新の予定がない理由として、「主管課一括購入のため、主管課の予算確保が必要」「高額なため、予算上の都合」「入居ビル内のAEDを使用可能」などが挙げられています。

表-7 AED本体の状況

(単位:台)

設置時期	14年度	15年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
台数	1	1	76	37	3	8	18	6
内 耐用年数超過	1	1	67	35	2	3	0	0
内 更新予定なし	1	0	8	13	0	0	0	0
設置時期	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		計	割合
台数	35	29	13	62	2		291	100.0%
内 耐用年数超過	0	0	0	0	0		109	37.5%
内 更新予定なし	0	0	0	0	0		22	20.2%

(3) バッテリーの交換状況

直近の交換時期、耐用年数超過、更新予定の有無の状況については、表-8のとおりです。

耐用年数を超過したもの17台中、3台が更新の予定なしとなっています。更新の予定がない理由としては、「入居ビル内のAEDを使用可能」「無償貸与のため」が挙げられています。

表-8 バッテリーの交換状況

(単位:台)

交換(設置)時期	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
台数	4	5	1	1	3	6	44
内 耐用年数超過	2	5	1	1	3	5	0
内 更新予定なし	2	0	0	0	1	0	0
交換(設置)時期	24年度	25年度	26年度	27年度		計	割合
台数	29	75	114	9		291	100.0%
内 耐用年数超過	0	0	0	0		17	5.8%
内 更新予定なし	0	0	0	0		3	17.6%

(4) 電極パッドの交換状況

電極パッドの交換状況については、表-9-(1)及び表-9-(2)のとおりです。

耐用年数を超過したもの24台中、4台が更新の予定なしとなっています。更新の予定がない理由としては、「大人用パッドで代用」「入居ビル内のAEDを使用可能」「無償貸与のため」が挙げられています。

表-9-(1) 電極パッドの交換状況(大人用)

(単位:台)

交換(設置)時期	17年度	18年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
台数	3	5	4	1	5	15	121
内 耐用年数超過	3	5	4	0	5	4	0
内 更新予定なし	0	0	1	0	2	0	0
交換(設置)時期	26年度	27年度				計	割合
台数	119	18				291	100.0%
内 耐用年数超過	0	0				21	7.2%
内 更新予定なし	0	0				3	14.3%

表-9-(2) 電極パッドの交換状況(子ども用)

(単位:台)

交換(設置)時期	18年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
台数	1	1	0	0	2	17	26
内 耐用年数超過	1	1	0	0	0	1	0
内 更新予定なし	0	0	0	0	0	1	0
交換(設置)時期	27年度					計	割合
台数	10					57	100.0%
内 耐用年数超過	0					3	5.3%
内 更新予定なし	0					1	33.3%

3 AEDの利用実績について

AEDの利用実績は、諏訪警察署の1件でした。また、その他の2機関で機器の自動判定により通電不要と判定されましたが、電極パッドを使用した実績がありました。

4 推奨事例

- (1) 警備委託契約書に、「毎日、AEDのインジケータの確認」を入れているものがありました。

職員が毎日確認することが困難な場合は、このような方法も適当と考えます。

(実施機関:県庁、合同庁舎)

- (2) 本庁において、一括購入を行うことで、機関ごとに購入するよりも消耗品も含めて安価で購入できる事例がありました。このように、購入担当機関を決めて、一括購入することにより計画的で経済的な調達が可能となります。

(高校教育課、特別支援教育課他)

5 監査委員の意見

行政監査調書で調査した内容のほか、監査委員が必要な事項として追加調査をした結果を踏まえた意見は、次のとおりです。

- (1) AED設置等に関する統一した基本方針について

AEDの設置方針について各部局に確認したところ、全般的に統一した基準はないとのことであり、設置するかどうかの判断はそれぞれの機関に委ねられているとのことでした。

また、AEDを設置していない機関では、設置していない主な理由として、一般来訪者がほとんどいない事務所又は小規模事務所であることを挙げていました。

しかしながら、県民等や職員の緊急時への対応という観点から、AEDという人命救助の一端を担う機器の設置について基本となる方針がないということには疑問があります。

厚生労働省では、一般財団法人日本救急医療財團が効果的かつ効率的な設置に向けた指針として取りまとめた「自動体外式除細動器(AED)の適正配置に関するガイドライン」を平成25年9月27日付けで公表し、その中で「AEDの設置が求められる施設」が例示されています。これを参考として所管する機関に設置しているという方針をとっている部局がありました。また、小規模事務所等でAED未設置の機関の中には、近隣のAEDを設置している公共施設等の機器を緊急時に利用する方針をしている機関もありました。

AEDの設置等については、全般的に定めた基本方針に基づき実施することが望ましいと考えます。それに向けて、まずは、現地機関の実情を踏まえて、部局ごとに、設置等に関する方針を定めてください。そのうえで、未設置の機関については、設置等の要否を検討してください。

(対象:本庁機関)

- (2) AED調達方法について

ア AEDを調達する機関、リース・購入の別、購入等価格の違いについて確認したところ、現状では、それぞれ次のような状況でした。

AEDの調達は、本体については、本庁において所管する現地機関の分を一括して調達している例と、AEDを設置・管理する機関において自ら調達している例がそれぞれ見受けられました。

また、本体以外のバッテリーや電極パッドについては、ほとんどがAEDを設置・管理する機関において調達していました。

調達は、購入が中心であり、リースはほとんどありませんが、指定管理者により設置される機関は指定管理者の判断によるものとしていました。

購入価格は、購入数の違いや公募型見積り合わせなど購入手続きの違いにより変動しており、予定価格は、財務規則に基づき、購入する物品の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間等を考慮して公正に決定するとしており、具体的には、参考見積価格、業者聞き取り、カタログ記載価格、過去の入札価格を参考に設定しているというものでした。

以前は、県庁における一括購入でも1台当たり25万円前後と高価でしたが、平成26年度に高校教育課で22台分の一括購入を行っ

たところ、備品となる金額10万円を下回る金額で購入していました。購入機種は、フィリップス製で、入札を実施した結果、1台約73,000円の実績がありました。消耗品を含めたトータルコストを考えても、一括購入により安価に購入できるようになってきています。

これらを踏まえると、AEDを調達する場合には、少ない数量をそれぞれの機関が別々に調達するよりも、集約し、一括して多くの数量を調達する方が、経済的かつ効率的に調達でき有効と考えられます。部局を超えて全庁的に一括購入できるよう、調達方法の改善を検討してください。

また、リースを行っているものが十数件見受けられましたが、主なものは、初めに年間7万円から8万円で5年間リースを行い、6年目以降は10分の1程度の金額で再リースしていました。このように、購入とリースを比較した場合、機器導入の際の更新費用も含めたトータルコストはほぼ同程度になってきていると言えますので、調達に際しては、耐用年数内におけるバッテリー、電極パッド等の消耗品の交換も含めたトータルコストを考慮し、機種選定の段階から十分に比較検討した上で調達してください。

(対象：本庁機関)

イ 今回の監査では、県有施設において子ども用の電極パッドを準備している機関が少ないことがわかりました。大人用の電極パッドは、6歳以上の子どもに使用可能ですが、6歳未満の子どもが出入りすることが予想される機関においては、子ども用の電極パッドを準備する必要性について検討してください。

(対象：6歳未満の子どもが出入りすることが予想される機関)

(3) 機器等の更新について

今回の監査で、本体、バッテリー及び電極パッドのそれぞれで、耐用年数（メーカーの保証期間）を超えて使用しているものが数多く見受けられ、そのうち、本体で、耐用年数を超えて更新が行われていないものが、全体の37.5%ありました。多くの機関では保証期間の満了までに更新することが適当であると考えており、特別支援学校のようにメーカーの保証期間をもとに更新計画を作成している機関もありましたが、保証期間が経過しても、販売元に確認し修理すれば使用可能であるとして、更新の予定がないとしている機関もありました。

厚生労働省では、平成21年4月16日付けで都道府県に対して、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」通知し、さらに、25年9月27日付けで再度AEDの適切な管理の徹底を呼び掛けており、これらの通知は健康福祉部から各部局へ通知されています。

各部局においては、本通知を念頭において、各財産管理者が点検等を行い、適切な管理に努めるよう所管する機関を指導していくとともに、緊急時に使用できない事態が生じないよう、AED本体及び消耗品の更新について、基本的な方針を定めておくことが必要であると考えます。

AEDは、耐用年数を超ればすぐに使えなくなるものではありませんが、この医療機器の性質上、常に使用できる状態にしておくことが必要です。予算的な課題もあるかと思いますが、基本的な方針を定めた上で、それに基づいて、計画的な機器の更新に努めてください。

(対象：本庁機関)

(4) 職員等の研修について

研修回数が年1回未満のところが37施設ありました。研修が少い主な理由は、AEDを操作できる者が職場に多いため、当該機関では研修を行っていないとのことです。これは、それぞれの者が他機関で研修を受けていているため、操作ができるというケースです。

一方で、職場で数回研修会を開催し、所属職員の全てが操作できるという機関もありました。学校では、消防本部の研修により生徒全員が操作できるというところもありました。

AEDは、心臓マッサージや人工呼吸を補助するものであります。緊急時において適切に使用するためには、少なくとも年1回は繰り返し研修をする必要があります。

また、現状では全ての機関でAEDを操作できる者はいますが、施設の規模によっては、数人しかいないところもあります。職員の人事異動に伴い、操作方法を熟知している職員がいなくなる場合は、年度当初に研修を行うなど開催時期にも配慮してください。

(対象：全機関)

(5) 日常点検について

日常点検とは、AEDが使用可能な状態にあることを日常的に確認し、点検結果を記録に残すものです。

点検が行われていない機関はありませんでしたが、点検の頻度は毎日から年1回までバラつきがありました。合同庁舎は、ほぼ毎日点検を警備等の委託業者が行っていましたが、単独現地機関では、点検が年1回という機関もありました。

AEDは自己診断機能を有し、インジケーターのランプの色や画面表示により異常を知らせます。常に正常に稼働できる状態にしておくよう、点検頻度が年1回という機関は、日常点検の実施の頻度を上げよう努めてください。また、点検担当者が選任されていなかったり、点検記録簿が備え付けられていない機関がありましたので、選任するとともに、整備するようにしてください。

(対象：該当機関)

(6) 設置等について

ア AEDが使用できる状態を保つための温度管理や盗難防止等の観点から外部に設置できない等の理由で施錠されるような場所に

AEDが設置されている場合、担当職員が不在だと、緊急時に使用ができない可能性があります。その場合は、担当以外の職員でも使用できるような工夫をしてください。

(対象：事務室内等にAEDを設置している機関)

イ AEDの設置表示板が未設置のところが31施設あり、また、実地監査で、わかりづらい箇所に表示されている機関が見受けられました。緊急時に使用するものであるため、多くの者の目につく場所へ設置するようにしてください。

(対象：該当機関)

ウ AEDについては、施設内に1台あれば、緊急時に対応できるというものではありません。特に学校では、離れた場所に第2グランンドがある場合が少なくありません。

日本では、救急車の出動要請から到着までに全国平均で約8.6分かかっています。倒れてから1分以内にAEDを使用した場合の救命率は90%で、それ以降除細動までの時間が1分経過するごとに、生存率は約7~10%低下し、心臓が血液を送らなくなると、3~4分以上で脳の機能回復が困難になるといわれています。^{※1}

消防庁の統計によると、平成26年中に一般市民が心原性心肺機能停止の時点を目撃した傷病者のうち、一般市民がAEDを使用し除細動を実施した傷病者の1ヶ月後生存率は50.4%となっており、心肺蘇生を実施しなかった場合の1ヶ月後生存率8.4%と比較して約6.0倍高くなっています。^{※2}

AEDは、緊急時においてできるだけ短時間で現場に運ぶことができる距離に設置されている必要があります。施設の利用状況等を把握し、費用対効果も考えながら、必要最小限の台数で最大限の効果を発揮できるようにするために、設置場所を工夫するとともに、複数台設置する必要性について検討してください。

(対象：全機関)

(7) 日本救急医療財団への登録について

ア 日本救急医療財団へ設置登録している施設は、213中119施設でした。登録がされていない施設の中には、設置時に設置業者に登録を依頼したにもかかわらず登録が行われていない機関がありました。登録の有無は、日本救急医療財団のホームページで確認できますので、設置業者へ登録を希望した場合は、業者任せにせず、登録されたかどうかホームページで確認してください。

(対象：該当機関)

イ 日本救急医療財団への設置登録の必要性については、その施設の状況によって異なります。AEDが24時間利用できる施設においては、設置登録をし、広く周知することは非常に有効な手段といえますが、一般的の者が出入りできない施設では、その必要性は低いと考えますので、施設の利用実態に応じて、登録の必要性を検討するようにしてください。

(対象：該当機関)

※1 総務省消防庁 統計資料(H27年版)より引用

※2 心臓に原因があるもの

部局別 A E D 設置状況

別表

本庁

(指)・・・指定管理 (委)・・・委託

部局名	対象機関数	設置機関数	設置施設数	設置数	未設置機関数
危機管理部(2) 消防課 危機管理防災課	0	0	0	0	0
企画振興部(6) 総合政策課 情報政策課(統計室) 広報県民課 交通政策課(リニア推進振興室) 市町村課 地域振興課	0	0	0	0	0
総務部(11) 秘書課 人事課 職員課 財政課 財産活用課 税務課(県税徴収対策室) 情報公開・法務課 県立大学設立準備課 行政改革課 総務事務課 職員キャリア開発センター	1	1	1	1	0
県民文化部(8) 文化政策課 県民協働課(消費生活室) 人権・男女共同参画課 国際課 次世代サポート課 こども・家庭課 私学・高等教育課 くらし安全・消費生活課	3	3	8	8	0
健康福祉部(9) 健康福祉政策課 医療推進課(医師確保対策室) 地域福祉課 健康増進課 保健・疾病対策課 介護支援課 障がい者支援課 食品・生活衛生課 薬事管理課	2	2	2	6	0
環境部(6) 環境政策課 環境エネルギー課 水大気環境課 生活排水課 自然保護課 資源循環推進課	1	1	2	2	0
産業労働部(5) 産業政策課(サービス産業振興室) 産業立地・経営支援課 ものづくり振興課 人材育成課 労働雇用課	1	1	6	6	0

観光部(2)	1	1	1	1	0
山岳高原観光課(信州ブランド推進室)	山岳高原観光課(信州ブランド推進室)	1	山岳総合センター(指)	1	
観光誘客課(国際観光推進室)					
農政部(5)	0	0	0	0	0
農業政策課(農産物マーケティング室)					
農業技術課					
園芸畜産課					
農地整備課					
農村振興課					
林務部(3)	1	1	1	1	0
森林政策課					
信州の木活用課(県産材利用推進室)					
森林づくり推進課(鳥獣対策・ジビエ振興室)	森林づくり推進課(鳥獣対策・ジビエ振興室)	1	長野県営総合射撃場(指)	1	
建設部(9)	0	0	0	0	0
建設政策課(技術管理室)					
道路管理課					
道路建設課					
河川課					
砂防課					
都市・まちづくり課					
建築住宅課(公営住宅室)					
施設課					
リニア整備推進局					
会計局(一括)	0	0	0	0	0
会計局					
教育委員会事務局(9)	2	2	6	6	0
教育政策課					
義務教育課					
高校教育課					
特別支援教育課					
教学指導課					
文化財・生涯学習課	文化財・生涯学習課	1	松川青年の家(指)、望月少年自然の家(指)	2	
保健厚生課					
スポーツ課	スポーツ課	1	長野運動公園野球場(指)、伊那運動公園野球場(指)、県営上田野球場(指)、白馬ジャンプ競技場(指)	4	
心の支援課					
警察本部(一括)	0	0	0	0	0
警察本部					
行政委員会(3)	0	0	0	0	0
監査委員事務局					
人事委員会事務局					
労働委員会事務局					
議会事務局(一括)	0	0	0	0	0
議会事務局					
企業局(1)	0	0	0	0	0
企業局					
小計 82	12	12	27	31	0

現地機関

(指)・・・指定管理

部局名	対象機関数	設置機関数	設置施設数	設置数	未設置機関数
地方事務所(10)	10	10	11	11	0
佐久地方事務所	1	佐久合同庁舎	1		
上小地方事務所	1	上田合同庁舎	1		
諏訪地方事務所	1	諏訪合同庁舎、霧ヶ峰自然保護センター	2		
上伊那地方事務所	1	伊那合同庁舎	1		
下伊那地方事務所	1	飯田合同庁舎	1		
木曽地方事務所	1	木曽合同庁舎	1		
松本地方事務所	1	松本合同庁舎	1		
北安曇地方事務所	1	大町合同庁舎	1		
長野地方事務所	1	長野合同庁舎	1		
北信地方事務所	1	北信合同庁舎	1		
危機管理部・現地機関(2)	2	1	1	2	1
消防学校	1	同左(管理棟、宿舎棟)	2		
消防防災航空センター					1
企画振興部・現地機関(1)	1	1	1	1	0
※地方事務所(10)は別掲					
松本空港管理事務所	1	同左	1		
総務部・現地機関(2)	2	1	1	2	1
(自治研修所)					
東京事務所					1
短期大学	1	同左(管理棟、付属幼稚園)	2		
県民文化部・現地機関(12)	8	6	6	6	2
北信消費生活センター					
中信消費生活センター					
南信消費生活センター					1
東信消費生活センター					
男女共同参画センター					
中央児童相談所	1	同左	1		
松本児童相談所	1	同左	1		
飯田児童相談所	1	同左	1		
諏訪児童相談所	1	同左	1		
佐久児童相談所	1	同左	1		
波田学院	1	同左	1		
女性相談センター					1
健康福祉部・現地機関(20)	11	8	8	11	3
佐久保健福祉事務所					
上田保健福祉事務所					
諏訪保健福祉事務所					
伊那保健福祉事務所					
飯田保健福祉事務所					
木曽保健福祉事務所					
松本保健福祉事務所					
大町保健福祉事務所					
長野保健福祉事務所	1	同左	1		
北信保健福祉事務所	1	同左	1		
看護大学	1	同左(管理棟、プール棟)	2		
公衆衛生専門学校	1	同左	1		
須坂看護専門学校	1	同左	1		
福祉大学校	1	同左	1		
精神保健福祉センター					
総合リハビリテーションセンター	1	同左(病棟1階、病棟2階、支援課)	3		
上田食肉衛生検査所					1
松本食肉衛生検査所					1
長野食肉衛生検査所					1
動物愛護センター	1	同左	1		
環境部・現地機関(2)	2	1	1	2	1
環境保全研究所					1
千曲川流域下水道事務所	1	同左(下流、上流処理区終末処理場管理本館)	2		

産業労働部・現地機関 (20)	15	9	9	10	6
名古屋事務所					1
大阪事務所					1
計量検定所					
工業技術総合センター					1
工業技術総合センター精密・電子技術部門					1
工業技術総合センター環境・情報技術部門					1
工業技術総合センター食品技術部門					1
工科短期大学校	1	同左		1	
長野技術専門校	1	同左		1	
松本技術専門校	1	同左		1	
岡谷技術専門校	1	同左		1	
飯田技術専門校	1	同左		1	
伊那技術専門校	1	同左		1	
佐久技術専門校	1	同左		1	
上松技術専門校	1	同左		1	
東信労政事務所					
南信労政事務所					
中信労政事務所					
北信労政事務所					
若年者就業サポートセンター	1	同左 (松本センター、長野分室)	2		
観光部・現地機関 (3)	3	0	0	0	3
信州首都圏総合活動拠点					1
名古屋観光情報センター					1
大阪観光情報センター					1
農政部・現地機関 (24)	13	2	2	4	11
農業大学校	1	同左 (小諸、松代、学生寮)		3	
病害虫防除所					1
佐久農業改良普及センター					
上小農業改良普及センター					
諏訪農業改良普及センター					
上伊那農業改良普及センター					
下伊那農業改良普及センター					
木曽農業改良普及センター					
松本農業改良普及センター					
北安曇農業改良普及センター					
長野農業改良普及センター					
北信農業改良普及センター					
農業試験場					1
果樹試験場					1
野菜花き試験場					1
野菜花き試験場佐久支場					1
畜産試験場	1	同左		1	
南信農業試験場					1
水産試験場					1
佐久家畜保健衛生所					1
伊那家畜保健衛生所					1
飯田家畜保健衛生所					
松本家畜保健衛生所					1
長野家畜保健衛生所					1
林務部・現地機関 (2)	2	2	2	2	0
林業大学校	1	同左		1	
林業総合センター	1	同左		1	

建設部・現地機関(16)	11	3	10	12	8
	佐久建設事務所				1
	上田建設事務所				
	諏訪建設事務所	1	諏訪湖流域下水道事務所	1	
	伊那建設事務所				
	飯田建設事務所	1	飯田運動公園(野球場・弓道場)(指)、南信州広域公園(指)	3	
	木曽建設事務所				
	松本建設事務所	1	松本平広域公園やまびこドーム(指)、球技場(指)、芝生グラウンド(指)、総合球技場2(指)、体育館(指)、南管理棟(指)、陸上競技場(指)	8	
	安曇野建設事務所				1
	大町建設事務所				
	千曲建設事務所				1
	須坂建設事務所				1
	長野建設事務所				
	北信建設事務所				1
	犀川砂防事務所				1
	姫川砂防事務所				1
	土尻川砂防事務所				1
会計局・現地機関(4)	0	0	0	0	0
	東信会計センター				
	南信会計センター				
	中信会計センター				
	北信会計センター				
教育委員会事務局・現地機関(108)	105	103	103	164	2
	東信教育事務所				1
	南信教育事務所				
	中信教育事務所				
	北信教育事務所				
	総合教育センター	1	同左	1	
	県立長野図書館	1	同左	1	
	県立歴史館	1	同左	1	
	体育センター				1
	飯山北高等学校	1	同左(校舎、旧第2中、第2グラウンド)	3	
	飯山高等学校	1	同左(昇降口、体育棟入口)	2	
	下高井農林高等学校	1	同左	1	
	中野立志館高等学校	1	同左(本館、庭球場、定時制、第二グラウンド、体育研究室)	5	
	中野西高等学校	1	同左	1	
	須坂商業高等学校	1	同左	1	
	須坂東高等学校	1	同左	1	
	須坂高等学校	1	同左	1	
	須坂園芸高等学校	1	同左	1	
	北部高等学校	1	同左(職員玄関入口、体育館入口廊下)	2	
	長野吉田高等学校	1	同左(第1体育館前、職員室横)	2	
	長野高等学校	1	同左(体育館棟1階通路、浅川グラウンド)	2	
	長野西高等学校	1	同左(職員玄関、体育研究室、音楽室、中条校)	4	
	長野商業高等学校	1	同左(第2グラウンド、体育館、管理棟)	3	
	長野東高等学校	1	同左	1	
	長野工業高等学校	1	同左(体育研究室、運動班部室)	2	
	長野南高等学校	1	同左(北校舎、大体育館)	2	
	篠ノ井高等学校	1	同左(本校、犀峠校)	2	
	更級農業高等学校	1	同左	1	
	松代高等学校	1	同左	1	
	屋代高等学校(附属中学校)	1	同左(体育研究室、職員玄関、中学棟、第3棟)	4	
	屋代南高等学校	1	同左	1	
	坂城高等学校	1	同左	1	
	上田千曲高等学校	1	同左	1	
	上田高等学校	1	同左	1	
	上田染谷丘高等学校	1	同左	1	

上田東高等学校	1	同左	1
丸子修学館高等学校	1	同左	1
東御清翔高等学校	1	同左	1
蓼科高等学校	1	同左	1
望月高等学校	1	同左	1
小諸商業高等学校	1	同左(玄関、第2グラウンド)	2
小諸高等学校	1	同左	1
軽井沢高等学校	1	同左	1
佐久平総合技術高等学校	1	同左(臼田キャンパス、浅間キャンパス体育研究室、菱池農場、事務室前)	4
岩村田高等学校	1	同左(正面玄関、第2グラウンド、テニスコート、体育研究室)	4
野沢北高等学校	1	同左(本館、第2グラウンド)	2
野沢南高等学校	1	同左(体育館、教務室、第2グラウンド)	3
小海高等学校	1	同左	1
富士見高等学校	1	同左	1
茅野高等学校	1	同左	1
諏訪実業高等学校	1	同左(体育科準備室、職員玄関)	2
諏訪清陵高等学校(附属中学校)	1	同左(大体育館、教務室)	2
諏訪二葉高等学校	1	同左(体育研究室、第2グラウンド)	2
下諏訪向陽高等学校	1	同左(職員玄関、体育研究室)	2
岡谷東高等学校	1	同左	1
岡谷南高等学校	1	同左	1
岡谷工業高等学校	1	同左(本館、第2グラウンド)	2
辰野高等学校	1	同左	1
箕輪進修高等学校	1	同左(本館、第2体育館)	2
上伊那農業高等学校	1	同左(管理棟、体育研究室)	2
高遠高等学校	1	同左	1
伊那北高等学校	1	同左	1
伊那弥生ヶ丘高等学校	1	同左	1
赤穂高等学校	1	同左	1
駒ヶ根工業高等学校	1	同左	1
松川高等学校	1	同左(第2体育館、保健室)	2
飯田高等学校	1	同左(本館、体育館)	2
飯田風越高等学校	1	同左	1
飯田OIDE長姫高等学校	1	同左	1
下伊那農業高等学校	1	同左(管理棟、第一体育館)	2
阿智高等学校	1	同左(体育研究室前、職員玄関)	2
阿南高等学校	1	同左(事務室、保健室、第3グラウンド)	3
蘇南高等学校	1	同左	1
木曽青峰高等学校	1	同左(教務連絡室、体育研究室、第2グラウンド)	3
塩尻志学館高等学校	1	同左(小体育館、第3棟)	2
田川高等学校	1	同左(体育科準備室、野球部監督室)	2
梓川高等学校	1	同左	1
松本工業高等学校	1	同左(第1校舎、体育研究室)	2
松本県ヶ丘高等学校	1	同左(体育研究室、第2グラウンド)	2
松本美須ヶ丘高等学校	1	同左(体育科準備室、保健室)	2
松本深志高等学校	1	同左(保健室、体育研究室)	2
松本蟻ヶ崎高等学校	1	同左(体育研究室、第2グラウンド)	2
松本筑摩高等学校	1	同左(西体育研究室、保健室)	2
明科高等学校	1	同左	1
豊科高等学校	1	同左(体育研究室、教務室)	2
南安曇農業高等学校	1	同左(本館、体育研究室)	2
穂高商業高等学校	1	同左	1
池田工業高等学校	1	同左(体育科研究室、管理棟)	2
大町高等学校	1	同左	1
大町北高等学校	1	同左	1
白馬高等学校	1	同左	1
長野盲学校	1	同左	1
松本盲学校	1	同左	1
長野ろう学校	1	同左(玄関、保健室、寄宿舎)	3
松本ろう学校	1	同左	1

長野養護学校	長野養護学校	1	同左	1	
伊那養護学校	伊那養護学校	1	同左	1	
松本養護学校	松本養護学校	1	同左(松本養護学校、信濃学園分室)	2	
諏訪養護学校	諏訪養護学校	1	同左(保健室、寄宿舎)	2	
花田養護学校	花田養護学校	1	同左	1	
稻荷山養護学校	稻荷山養護学校	1	同左	1	
若槻養護学校	若槻養護学校	1	同左	1	
上田養護学校	上田養護学校	1	同左	1	
寿台養護学校	寿台養護学校	1	同左	1	
飯田養護学校	飯田養護学校	1	同左	1	
安曇養護学校	安曇養護学校	1	同左	1	
小諸養護学校	小諸養護学校	1	同左	1	
飯山養護学校	飯山養護学校	1	同左	1	
木曽養護学校	木曽養護学校	1	同左	1	
警察本部・現地機関(32)		28	27	27	29
長野中央警察署	長野中央警察署	1	同左	1	
飯山警察署	飯山警察署	1	同左	1	
中野警察署	中野警察署	1	同左	1	
須坂警察署	須坂警察署	1	同左	1	
長野南警察署	長野南警察署	1	同左	1	
千曲警察署	千曲警察署	1	同左	1	
上田警察署	上田警察署	1	同左	1	
小諸警察署	小諸警察署	1	同左	1	
佐久警察署	佐久警察署	1	同左(本署、臼田交番)	2	
軽井沢警察署	軽井沢警察署	1	同左	1	
茅野警察署	茅野警察署	1	同左	1	
諏訪警察署	諏訪警察署	1	同左	1	
岡谷警察署	岡谷警察署	1	同左	1	
伊那警察署	伊那警察署	1	同左	1	
駒ヶ根警察署	駒ヶ根警察署	1	同左	1	
飯田警察署	飯田警察署	1	同左	1	
阿南警察署	阿南警察署	1	同左	1	
木曽警察署	木曽警察署	1	同左	1	
塩尻警察署	塩尻警察署	1	同左	1	
松本警察署	松本警察署	1	同左	1	
安曇野警察署	安曇野警察署	1	同左	1	
大町警察署	大町警察署	1	同左	1	
鑑識課					
科学捜査研究所					
交通機動隊	交通機動隊	1	同左	1	
高速道路交通警察隊	高速道路交通警察隊				1
東北信運転免許課	東北信運転免許課	1	同左(北信運転免許センター、東信運転免許センター)	2	
中南信運転免許課	中南信運転免許課	1	同左	1	
機動隊	機動隊	1	同左	1	
警察学校	警察学校	1	同左	1	
機動捜査隊					
自動車警ら隊					
企業局・現地機関(5)		4	4	4	0
南信発電管理事務所	南信発電管理事務所	1	同左	1	
北信発電管理事務所					
上田水道管理事務所	上田水道管理事務所	1	同左	1	
川中島水道管理事務所	川中島水道管理事務所	1	同左	1	
松塙水道用水管理事務所	松塙水道用水管理事務所	1	同左	1	
小計 263	217	178	186	260	39
合計 345	229	190	213	291	39

(様式1)(対象:全機関)

県有施設におけるAED設置状況調

資料

施設名:

項目	回答欄	項目	回答欄	備考
1 施設の管理者名		10 AEDの設置者名		
2 施設の管理形態		11 AEDの管理者名		
3 1日平均利用者数 (職員は除く)	約 人	12 AED設置台数	台	
4 施設年間利用日数	約 日	13 機種名		
5 施設入口の施錠の有無(※)		14 設置場所		
6 AED設置の有無(※)		15 設置表示板の位置		
7 AEDが無い場合、今後の設置予定の有無(※)		16 AED収納箱の開放時の鳴動の有無(※)		「無」の場合の理由
8 AEDは無いが、今後、設置を予定している場合の時期	平成 年 月頃	17 点検マニュアルの有無(※)		
9 AEDの設置予定が無い場合の理由		18 日常点検頻度(※)		「毎日」でない理由
		19 点検担当者の選任の有無(※)		「無」の場合の理由
		20 点検記録簿の有無(※)		「無」の場合の理由
		21 備品登録の有無(※)		「無」の場合の理由
		22 日本救急医療財団への登録の有無(※)		「無」の場合の理由
		23 AEDの操作可能人数	人	
		24 研修回数(年)	回	1回あたりの平均参加人数 実施していない場合の理由 人
		25 AED追加要望の有無(※)		「有」の場合の理由

(様式2)(対象:AEDを管理する機関)

県有施設におけるAED管理状況調査

設置場所:

項目		回答欄	備考	
1	本体	直近購入(リース)金額	円	
2		支払い主体(※)	「その他」を選択した場合の支払主体	
3		直近設置年月日	平成 年 月 日設置	
4		耐用年数	年	
5		次期更新予定日	平成 年 月 更新予定	更新予定の無い場合の理由
6		備品管理票の有無(※)		
7	バッテリー	直近購入金額	円	
8		支払い主体(※)	「その他」を選択した場合の支払主体	
9		直近交換時期	平成 年 月 日購入	
10		耐用年数	年	
11		次期更新予定日	平成 年 月 更新予定	更新予定の無い場合の理由
12		交換した時期を記したシールの有無(※)		
13	電極パッド	直近購入金額(大人用)	円	
14		直近購入金額(子ども用)	円	
15		支払い主体(※)	「その他」を選択した場合の支払主体	
16		直近交換時期(大人用)	平成 年 月 日購入	
17		直近交換時期(子ども用)	平成 年 月 日購入	
18		耐用年数(大人用)	年	
19	耐用年数(子ども用)	年		
20	次期更新予定日(大人用)	平成 年 月 更新予定	更新予定の無い場合の理由	
21	次期更新予定日(子ども用)	平成 年 月 更新予定	更新予定の無い場合の理由	
22	交換した時期を記したシールの有無(大人用)(※)			
23	交換した時期を記したシールの有無(子ども用)(※)			
24	AEDの実使用実績の有無(※)			
25	消耗品考慮の経済性検討の有無(※)	「無」の場合の理由		

監査委員事務局